

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	母子保健法関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、母子保健法関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三好市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法関連事務
②事務の概要	<p>本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>番号法においては、別表第一の第49項に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ②母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務 ③母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務 ④母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ⑤母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務 ⑥母子保健法第16条の母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ⑧母子保健法第18条の低出生体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑨母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一 第49項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会事務】 番号法 第19条第8号 別表第二 第69項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p> <p>【情報提供事務】 番号法 第19条第8号 別表第二 第56項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条</p> <p>番号法 第19条第8号 別表第二 第69項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三好市役所健康づくり課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1476-1 電話番号 0883-72-6767
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三好市役所健康づくり課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1476-1 電話番号 0883-72-6767

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康づくり課長 本見 町子	健康づくり課長 久保 裕子	事後	
平成31年3月27日	3. 個人番号の利用	番号法 第9条第1項 別表第一 第49項	番号法 第9条第1項 別表第一 第49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
平成31年3月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二 第70項 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55条)第9条	【情報照会事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 【情報提供事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第56項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	
平成31年3月27日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康づくり課長 久保 裕子	健康づくり課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番49に基づき、母子保健法による保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠届出、母子健康手帳交付、妊産婦訪問指導、低体重児届け出、未熟児訪問指導、に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p>	<p>本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>番号法においては、別表第一の第49項に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ②母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務 ③母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務 ④母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ⑤母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務 ⑥母子保健法第16条の母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ⑧母子保健法第18条の低出生体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑨母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条</p> <p>【情報提供事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第56項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条</p>	<p>【情報照会事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第69項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p> <p>【情報提供事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第56項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条</p> <p>番号法 第19条第7号 別表第二 第69項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p>	事後	
令和2年3月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年3月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第69項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p> <p>【情報提供事務】 番号法 第19条第7号 別表第二 第56項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条</p> <p>番号法 第19条第7号 別表第二 第69項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p>	<p>【情報照会事務】 番号法 第19条第8号 別表第二 第69項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p> <p>【情報提供事務】 番号法 第19条第8号 別表第二 第56項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条</p> <p>番号法 第19条第8号 別表第二 第69項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3</p>	事後	